

厚木市立厚木第二小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

以上のことから、厚木第二小学校いじめ防止基本方針におけるいじめの定義は、法及び国の基本方針の定義にならうものとします。

なお、本方針では、厚木第二小学校の児童を「子ども」と表記することとします。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」と示されているとおり、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為です。

近年のいじめは、いじめている側にその自覚がないまま、相手の気持ちや痛みを慮ることなく遊び半分で行うものや、子どもたちの中で広がる、いわゆる「いじめられキャラ等」の上下関係等の中で行われるものなどがあり、いじめが日常化・透明化される危険があることが指摘されています。

また、インターネットの発達により、子どもたちが直接的に会っていない場面でも、誹謗や中傷等がされるなど、ますます顕在化しにくくなっている現状もあります。

その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って子どもを取り巻く社会全体で、いじめの問題に向き合うことが必要となります。

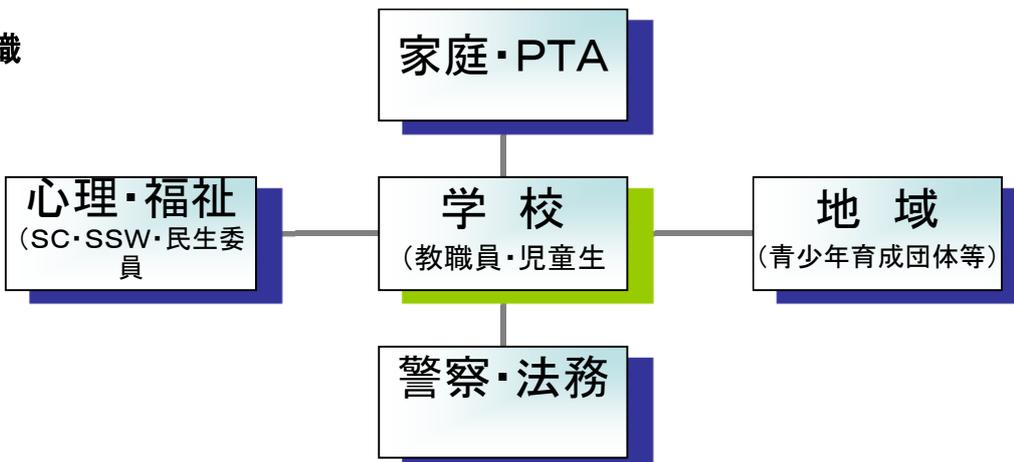
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。
- いじめは、相手の尊厳を損ねる卑怯な行為であり、絶対に許されない人権侵害行為である。

3 いじめ防止対策等に関する基本理念

いじめの防止やいじめを重篤化させないためには、子ども自身がいじめについて主体的に考え、正しく判断して行動する力を身に付けることが大切です。次の基本理念を掲げ、いじめ防止に向かいこととします。

- 厚木第二小学校の子どもたちは、いじめをしない・させない・見逃さない
- 大人は、いじめに対して適切な対処をする。
- いじめの対策は「未然防止」「早期発見」「適切な対処」を柱とし、組織的な取組をすることを基本とする。
- 子どもの心身に重大な被害を及ぼす事案があった場合に備え、関係機関等との組織的な対応に備える必要がある。

4 組織



5 具体的な取組

(1)「未然防止」に係る取組

国及び県の「いじめ防止基本方針」に記されている「未然防止」に係る取組

- ・教職員は、日頃の授業や特別活動の中で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気を醸成する。
- ・教職員は子どもの特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・インターネット上のいじめを防止するため、学級活動や技術、情報等の授業や講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育の推進。
- ・学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳心を育む取組。
- ・日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会の設定。
- ・児童会の活動等を通して、子ども自らがいじめの問題について学び、主体的に考え議論し、行動する機会の設定。
- ・いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させる取組。

上記を受けた本校の方針

- 学級活動を充実させ、子どもたち一人一人の居場所がある学級・学年経営に努めます
- 発達段階に応じた行事を積極的に設定し、子どもの活躍の場を設定します。
- 教員は「わかる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。
- いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高め人権、道徳教育の充実に努めます。
- 小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取組を、学習面・生活面双方で充実させます。
- 「いじめ防止等の対策のための組織」を置き、定期的に会議を開きます。
構成メンバーは、校長・教頭・教務・児童指導主任・教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー・PTA会長・民生児童委員とします。必要に応じてメンバーは変わります。(※7 校内組織図参照)
- スクールサポーターや、外部機関を利用したいじめの未然防止、早期発見にむけた学習会を子ども向けに実施します。

(2)「早期発見」に係る取組

国及び県の「いじめ防止基本方針」に記されている「早期発見」に係る取組

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による実態把握の取組。
- ・日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築。
- ・校内研修会を設定することにより、子どもが発する小さなサインも見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知。
- ・学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組。

上記を受けた本校の方針

- アンケートや個別面談等により、子どもの声を聴く機会を設けます。
- 保護者にもアンケートを配付し、子ども観察に協力してもらいます。
- 子どもが、気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくりに努めます。
- 保護者の方が気軽に相談できるように、面談やそよかぜルームの運営の仕方を工夫して取組みます。
- 職員間での子どもの情報交換を密に行います。

<未然防止と早期発見に関する取組年間計画>

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
|----|--|--|---|---|--|---|----|---|---|--|---|---|---|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の情報交換 ・個別面談 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体で情報交換（児童指導全体会） ・個別面談 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート | | <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会（民生委員） ・研修会（第三回小中交流会） | <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解週間 | | <ul style="list-style-type: none"> ・個別面談 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育 ・携帯電話教室 ・学校評価アンケート | | | <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の振り返り |

未然防止＝青文字 早期発見＝赤文字 その他(取組点検・評価などの機会＝黒)

(3)「適切な対応」に係る取組

国及び県の「いじめ防止基本方針」に記されている「適切な対応」に係る取組

- ・発見・通報等により認知した場合の、迅速かつ組織的な対応の体制整備。
- ・被害児童(生徒)を徹底的に守り抜く姿勢と指導手順の確認。
- ・加害児童(生徒)への教育的配慮の下での毅然とした指導。
- ・保護者及び関係機関との適切な連携。
- ・いじめ再発防止の取組。

上記を受けた本校の方針

- 「未然防止」に係る取組の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく、迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との面談・相談に取り組みます。
- 被害を受けている子どもの訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、解決策を考え、保護者に連絡をします。

- 加害児童について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 加害児童がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)がなくなったことを確認した上で、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。
- 継続的な支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 社会で「犯罪」行為と認められる内容のいじめ(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)については、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導をします。また、緊急の場合には即通報します。

6 重大事案への対処

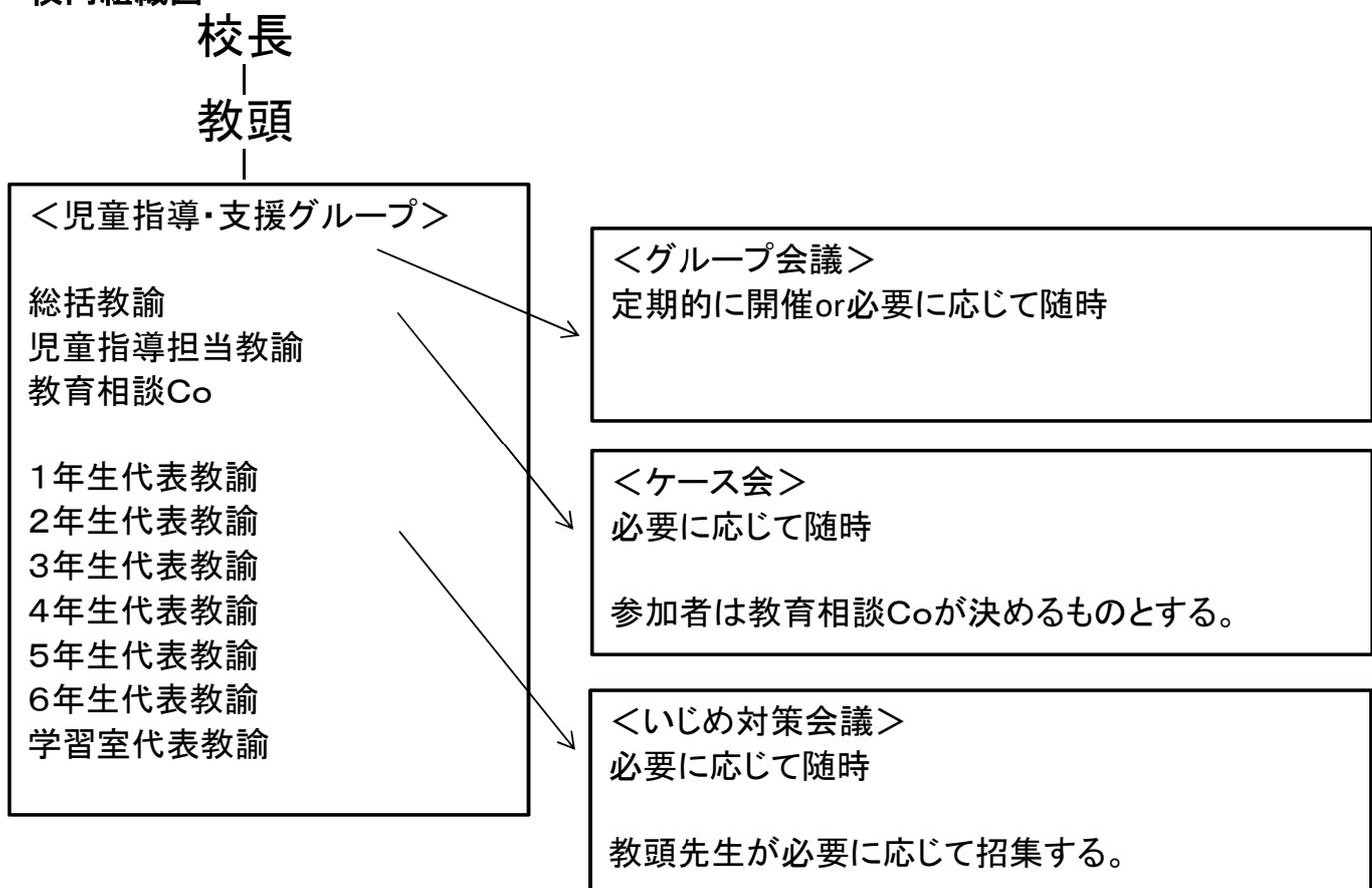
国及び県の「いじめ防止基本方針」に記されている「重大事案への対処」

- ・重大事案として学校が認識したり、保護者からの訴えがあった場合は、調査組織により適切な事実確認を行う。
- ・被害児童(生徒)及び保護者からの要望があれば、経過報告を含め、調査結果や事実確認で用いた過去のアンケート結果等の情報を適時、適切に提供する。

上記を受けた本校の方針

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談をします。
- 「いじめ防止等対策のための組織」で緊急連絡会を開き、「調査組織」の構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をします。

7 校内組織図



いじめ、またはその可能性が発覚した時の流れ

いじめの芽を発見！！

気になることはすぐに報告！迷ったら聞くことが大

スピードが大事！
24時間以内に対策会議

担任

学年リーダー

児童指導担当

<報告>

教頭(必要に応じて対策会議を開く)

校長

<連携>

<対策会議>

【構成】

校長・教頭・総括教諭
児童指導主任・教育相談Co・担任・養護教諭
(必要に応じて)
該当学年教諭・心の教室相談員・スクールカウンセラー
(情報は教育相談Coから伝える)

【対策内容】

- 事実確認 ○対応策検討
- 決定方針を他の教職員への伝達及び共通理解
- 窓口の一本化
- ※決定事項を記録し、校長が保管する。

【留意事項】

- 保護者等への対応は原則複数対応
- 問題長期化の場合は、「対策チーム」を設置

全職員へ周知

事実確認

- 事実関係の把握
- 関係家庭との連携 等

児童への対応

- 当事者への対応(含む指導)
- 関係外児童への説明
- 心のケア 等

関係機関との連携・保護者対応

- 保護者への説明
- 協力依頼 等

厚木市教育委員会
※重大事案の場合

指示・報告

指示・報告

指示・報告

指示・報告

<4日以内に改善が見られない場合>

- 対策本部を設置し、再度対策会議を行う。

【構成】

校長・教頭・総括教諭・児童指導主任・教育相談Co
○一・該当学年・養護教諭

【対策内容】

- 4日間の事実確認をもとに、今後の方針の再検討。
- ※決定事項と今後の対策会議の日程について記録し、

<4日以内に改善が見られた場合>

- 校長・教頭・児童指導担当・学年リーダー・担任で集まり、報告会議をする。

- ↓
- 今後の方針、事後指導を検討する。
- ※決定事項を記録し、校長が保管する。
- ↓
- 事態の収束は校長が判断し、全職員に周知する。

| | |
|---------|--|
| ◎担任 | 情報を察知したら、すぐに学年リーダーに報告・連絡・相談。学年の範疇を超える場合は児童指導担当に報告。 |
| ◎学年リーダー | 学年対応かそうでないかを判断する。どちらにおいても児童指導担当・管理職に報告をする。 |
| ◎児童指導 | 必要に応じて会議を開き、情報収集に努める。また、状況に応じて教育相談Coと連携し、外部機関に協力を仰ぐ。 |
| ◎教頭 | 校長と連携し、方針を定めたり、対策会議を開くかどうかの決定をする。 |
| ◎校長 | 教頭と連携をし、方針の最終決定や、事態が収束したかどうかの判断をする。対策会議と対策本部の長。 |

※事実確認、保護者への対応などでは、必ず記録を取ることを忘れない。

<児童指導聞き取りカードについて>

- ・記録を取ることで、事実確認を正確にすることができます。
- ・児童の話が二転三転した時も、記録に基づいて話を進めることができます。
- ・保護者への連絡、管理職への報告が記録に基づいてすることで、報告の漏れが少なくなります。
- ・何かあった時に「教師自身の身を守る」記録になります。

<記入時に落としてはいけないこと>

- ・「いつ」「どこで」「誰が」「誰と」「何をした」が大事です。
- ・複数の児童から聞き取りをする場合は、「誰が」→「どうした」が、ぐちゃぐちゃにならないようにしましょう。
- ・自分でしたのか？命令されてやらされたのか？なども忘れずに聞きましょう。
- ・謝罪の言葉は、教師が促すのではなく、児童の口から出てくるのが良いです。
→その際も「児童自身から謝りたい意志があった。」などの記録もしましょう。
- ・誰が聞き取りを行ったかも明記しておきます。
- ・複数で聞けることが望ましいですが、複数で聞くことは威圧感にもつながります。
→担任対応なのか？複数対応なのか？判断がわからないときは学年リーダーに相談をしましょう。
- ・指導の内容と事後の観察についても記録しておくとい。